

介護老人保健施設フジオカ 所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

[要件]

①対象者の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

- ・肺炎の者
- ・尿路感染症の者
- ・带状疱疹の者(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)

※上記で治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。

※同一の入所者について、ひと月に1回、連続する7回を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は該当しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記録しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

平成30年4月～平成31年3月の所定疾患施設療養費算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	4	1
	日数	0	0	0	0	0	0	10	11	7	3	20	5
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人数	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	4	1
	日数	0	0	0	0	0	0	10	11	7	3	20	5